

上野事務所ニュース

28年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

健康保険の標準報酬月額の上限額の変更

平成 28 年 4 月から、現在の標準報酬月額の最高等級(1,210 千円)の上に 3 等級が追加され、上限が引き上げられます。

◆太枠の 3 等級が追加されました

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上 1,235,000 円未満
第 48 級	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
第 49 級	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
第 50 級	1,390,000 円	1,355,000 円以上

改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主に対して、4 月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送られます。算定基礎届から 7 月以降の月額変更届に記載されている金額をもとに通知されます。

今回の改定に該当する方の届出は必要ありませんが、申出により特例的に“4 月月額変更”となる場合があります。

【特例的な 4 月月額変更手続に該当するケース】

例えば、平成 27 年の算定基礎届で届出ている報酬は 150 万円(4~6 月の平均)ですが、平成 27 年 10 月より 120 万円となっている方の場合、報酬は減額されても保険料は下がりません

でした。このままでは 150 万円の報酬をもとにした標準報酬月額が 1,390 千円に変更となる通知が年金事務所より届きます。

⇒申出により、現在の報酬 120 万円で 4 月月額変更手続を行い、標準報酬月額を 1,210 千円とすることができます。

傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

平成 28 年 4 月 1 日より、傷病手当金・出産手当金の額の計算方法が

変わります。

4 月 1 日以降は、一日につき、支給開始日の属する月以前の直近 1 年間(12 ヶ月間)の平均標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額を基準日額とし、その 3 分の 2 に相当する額となります。一度決定されると基準日額の変更はありません。

1 日あたりの金額の計算式

【平成 28 年 3 月 31 日までの支給金額】
[休んだ日の標準報酬月額] ÷ 30 日 × 2/3

【平成 28 年 4 月 1 日以降の支給金額】
[支給開始日以前の継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額] ÷ 30 日 × 2/3

平成 28 年 4 月より前から傷病手当金・出産手当金を受給している方は、支給額に変更がある場合があります。変更がある場合は、3 月 31 日までの額と 4 月 1 日からの額が異なりますのでご注意ください。

◆平成 28 年 3 月までは、出産手当金

が支給されていた場合、その期間については傷病手当金が支給されませんでした。平成28年4月からは、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多い場合、その差額が支給されます。

三年以内既卒者等採用定着奨励金のご案内

可能な新卒求人の申し込みまたは募集を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象です。

【奨励金の対象者】

以下の学校等の卒業または中退したもので、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12ヶ月以上雇用されたことがない方です。

- ①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者
- ②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

【奨励金の支給額】

対象者 (奨励コース)	1人目（カッコ内は2人目）		
	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
既卒者等 コース	50万円 (15万円)	10万円 (10万円)	10万円 (10万円)
高校中退者 コース	60万円 (25万円)	10万円 (10万円)	10万円 (10万円)

Q&Aなぜなにどうして？

Q:協会けんぽから生活習慣病予防健診申込書が届きました。具体的な内容や手続きの流れはどういったものなのでしょうか？

A 協会けんぽでは、35歳以上75歳未満の被保険者（本人）を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40歳以上75歳未満の被扶養者（ご家族）の方を対象にした「特定健康診査」を行って

います。1月上旬のデータを基に、3月下旬頃から健診の案内と申込書を送付しています。

これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担します。この場合でも、安全衛生法上の定期健康診断の内容を満たします。

◆申込から受診までの流れ

(1)生活習慣予防健診（被保険者本人）

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行います。
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入します。
- ③退職された方、受診しない方には二重線を引きます。1月上旬以降に入社した方で、受診を希望される場合は一覧表に追記します。
- ④協会けんぽに申込書を郵送します。
 - ・この際にコピーをとり控えをとっておきます。
- ⑤健診結果は個人ごとに原則親展で健診機関から事業所宛に送付されます。

◆事業所で年に1回の健康診断として受診する場合、予約をする際に健診機関にその旨をお伝えください。会社用に受診者の健診内容の一覧表を送付してもらえます。

(2)特定健康診査（被扶養者）

- ①1月上旬までに扶養となっている対象被扶養者の方に、特定健康診査受診券が3月31日に一斉送付され被保険者の住所に届きます。
- ②受診希望の被扶養者は、健診実施機関に本人で申し込みをします。
- ③「健康保険証」と「受診券」を持って健診を受けます。
- ④健診結果が被保険者の住所に送付されます。